

上篠崎一丁目北部土地区画整理事業の施工区域の既存地盤調査に関する陳情

(建設委員会付託)

受理番号 第 127 号

受理年月日 平成30年11月21日

付託年月日 平成30年11月30日

陳情者 . . . . .

. . . . .

陳情原文 上篠崎一丁目北部地区では、北小岩一丁目東部地区と同様のスーパー堤防と一体の土地区画整理事業が仮換地を迎える段階になっています。北小岩一丁目東部地区では高規格堤防工事の後、江戸川区による上面整備工事終了後、住民への引き渡し直前に地盤の強度不足があることがわかり、地盤調査、対策工事、補償等が行われました。強度不足はサーチャージ（プレロード）により圧密を促進したはずの既存地盤にも広く存在していました。

土地区画整理事業においては照応の原則があるものの、一般には従前の場所とは異なる場所に換地が行われ、住民は仮換地指定された場所に住居を再築し居住することになります。仮換地指定がなされ、使用収益が開始されようとするときに、仮換地先の地盤に強度不足の問題が生じるなどということは、住民にとっては、本当にそこに住むことができるのだろうかといった、とんでもなく大きな不安が生じることとなります。再発防止をうたう国の検討会まとめ（案）には施工方法や調査方法の具体的な定めはなく、このままでは上篠崎の事業においても問題を生じた北小岩一丁目と同じような不具合が起こらないとも限りません。

上篠崎の住民の方たちが心から認められ、十分な安心を得られるように、施工者としての江戸川区には万全の体制で事業に臨む姿勢が必要不可欠であるといえます。地盤の目標値や改良手法を明確化すること、盛土工事中の地盤の確認を行うことはもちろん必要ですが、なにより事業の具体的な仮換地指定を行う前に、整地や盛土の工事前の既存の地盤の形状や既存の地盤の強度の状態を、完成画地での調査に対応するように、各画地ごとに明確にしておくことが土地区画整理事業の施工者として必要な事柄であると考えます。

つきましては、下記のとおり陳情いたします。

記

- 1 仮換地指定の前に既存地盤の測量・調査結果を画地ごとに明らかにすること。
- 2 1の結果を仮換地指定の前に住民に提示しておくこと。
- 3 1、2が実現できないような事業はただちに中止すること。